

ISSN 0286 - 5831

國 學 院 大 學

博 物 館 學 紀 要

第 35 輯

卷

2010年度

國學院大學博物館学研究室

平成 21 年度文部科学省「組織的な大学院教育 改革推進プログラム」採択による高度博物館学 教育に至る経緯と実践

**Practice and process of the High Education Program on
Museology: AN Adoption Subject of the Program for
Enhancing Systematic Education in Graduate Schools by
Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology
in 2009**

青木 豊

AOKI Yutaka

はじめに

我が国の博物館の現状は、低迷する日本経済の中で、指定管理者制度の導入や団塊の世代の集団とも言える定年退職者に対する補充問題、更には市町村合併による混乱、私立博物館にあっては公益法人改革による一般社団法人・一般財団法人への移行等々で混迷を来たしているのが現状である。

しかし、この博物館の混迷は社会の変革にのみ原因とするのではなく、次の二点が抜本的原因であると考えられるのである。

- 1、博物館法及び関係法規の不整備な点
- 2、博物館運営者の博物館学意識が脆弱である点

博物館法及び関係法規の不整備な点は、社会教育法に基づく社会教育機関である博物館に、費用対効果の判断基準が採り入れられる唯一最大の原因である博物館法第 23 条（入館料等）や、第 2 点の根幹に関与する問題で別稿^{註 1}で記した無資格者の博物館への配置を可能としている館法第 6 条の不適切さは基より、最大の原因は昭和 48 年の文部省告知の「公立博物館の設置及び運営に関する基準」（通称 48 基準）が平成 15 年 6 月に廃止されたことに起因しているものと考えられるのである。つまり、改正された「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」の内容の空洞化が直截的な原因となっていると看取されるのである。

1、博物館法及び関係法規の不整備な点

不具合を代表する条文として博物館法第 23 条（入館料等）が、先ず挙げられる。公立博物館の入館料等の施設の利用については、博物館法第 23 条の条文で記されていることは周知の通りであるが再度確認すると下記の如くである。

（入館料等）

第 23 条 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場

合は、必要な対価を徴収することができる。

当該条文の構成は、法学で言う「原則と例外」の両面を合わせ持った条文である点を最大の特徴とする。この意味で共に社会教育法を親法とする図書館法の第17条(入館料等)とは基本的に異なる思想によるものと判断されるのである。当然のことながら、例外を容認するには客観的合理性に基づく社会的相当性による許容が必要であることは確認するまでもない。

しかし、これらの検証が無いまま例外が一般化し、社会通念化しているのが現状である。社会教育施設としての公立博物館の有料化に関しては、古くから数々の反対論文があり、有料化に伴う不具合についても多々議論されてきた論題であるところから、本論では仔細については省略するが、基本的要件は以下の2点に集約されるものと考えられる。

- 一、博物館入館料の徴収は、博物館利用者にとっては最大のバリアである。
- 二、博物館入館料の徴収は、生涯学習機関としての博物館を自ら否定するものであり、その結果利潤を目的とする法人と同様に費用対効果の判断基準が適用されることとなり、結果として博物館廃止にいたる原因を醸成するものが入館料なのである。

以上からも明確であるように博物館法23条は、博物館の根幹に係わる条文であるにも拘わらず博物館法改正をたからかに謳った「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」では、歯牙にもかけられなかったのは極めて残念である。

2、博物館法第4条の不具合

次いで不具合な条文として挙げねば成らないのは「博物館法」第4条3項であり、当条文には、「博物館に専門的職員として学芸員を置く。」と明示されていることは周知の通りである。しかし、現実に学芸員に相当する専門職員として現実に従事している人物が、学芸員資格を持たない無資格者である専門職を多々目にする。ただ、具体的な統計は持ち合わせていないので、以下の記述に於いて適確でない部分があれば容赦を願うものである。

例えば、県立博物館・美術館・自然博物館の年報等の組織表を見る限り、学芸員資格無資格者の学芸員に相当する職員が多く存在していることは事実である。この原因は、県立博物館に於いてはその採用が学芸員採用ではなく、教員採用した教育職員等の配置転換が常套化している結果と看取される。そして、博物館学芸員相当職へ配置転換された元教育職員の多くは有資格者でない職員であるが故に、当然ながら「学芸員」の職名は使用できず、研究員・主事等々の職名を冠しているのが常である。しかし、その職務内容は正に学芸に関する仕事であろうところからも、極言すれば無資格者の任命と実務への従事と言うことになる。この不法とも表現できる行為は「博物館法」第4条5項に記された「博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。」(傍線筆者)と明記されている学芸員補その他の職員に相当させることにより、合法としているのであろうが、如何なものであろうか。ならば、職名を学芸員補とすべきであるが、組織内での所謂配慮であろうか、学芸員補の職名を使用していないのも事実である。

また、教育職員からの配転とは別途に、博物館自体が採用する場合に於いても、その採用条件は要学芸員資格(学芸員資格取得見込み)が加えられていないケースも決して珍しくはないのである。学芸員無資格者を良しとする考え方は、是非

博物館側にご賢察戴き是正願わねばならない点であり、抜本的には、県立博物館を始めとする公立博物館の専門職の採用及び配置は、学芸員資格有資格者に限定する旨の厳格な指導を文科省に切望する次第である。

3、学芸員有資格者採用の要望に基づく博物館法第6条の改正案

我が国の成熟した社会では、車の運転は勿論の事、医師、教師、美容師等々のいずれに於いても無免許、無資格は許されない社会情勢下にあつて、生涯教育・文化の拠点である博物館に無法が存在すること自体がゆゆしき問題なのである。拠つて、法の遵守からしても有資格者の配置を徹底して戴かねばならない事は前述の通りである。

それが何故、かかる不具合な事態が出現したのかを考えると、具体的には下記の博物館法第6条（学芸員補の資格）が無資格者の博物館専門職としての採用を許す法的根拠となつていると見做せるのである。

（学芸員補の資格）

第6条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第56号1項の規定により
大学に入学することのできる者は、学芸員補となる資格を有する。

（傍線筆者）

と明記されており、「大学に入学することのできる者」、換言すれば即ち高等学校を卒業した者や大検に合格した者は学芸員補に就くことができるのである。昭和26年の博物館法制定時から昭和40年頃までなら兎も角として、今日の社会では高校卒業者が学芸員補として採用されることは、現実的ではないといつても過言ではないであろう。現在は、学芸員有資格者の少なかった時代とは異なり、年間約1万人の有資格者を養成している現状では不必要な条文であることは自明の通りであり、本条文の存在が前述した無資格者採用の温床であると指摘できるのである。

拠つて、当該条文の内容は今日の社会情勢に鑑みても早急に撤廃しなければならない条文であると考えられるものである。更に、短期大学での学芸員養成に意義を持たせる為にも、下記の如くに第六条の改正を提案するものである。

現行（学芸員補の資格）

第6条 学校教育法（昭和22年法律26号）第56条第1項の規定により大学に入学することのできる者は、学芸員補の資格を有する。

改正案（学芸員補の資格）

第6条 短期大学を卒業し、博物館に関する所定の科目の単位を取得した者は、学芸員補となる資格を有する。

以上例示したように改正することにより、無資格者の採用及び配置に歯止めをかけることと、短期大学での学芸員養成を明確できるものとするものである。

4、「公立博物館の設置及び運営に関する基準」廃止による博物館の混迷

当該基準に関しては、昭和48年11月30日付で、各都道府県教育委員会教育長宛に出された文部省社会教育局通達（平成15年6月廃止）によ

48基準	<p>(職員)</p> <p>第12条 都道府県及び指定都市の設置する博物館には、17人以上の学芸員又は学芸員補を置くものとし、市(指定都市を除く。)町村の設置する博物館には、6人以上の学芸員又は学芸員補を置くものとする。</p>												
同上別記	<p>10 第12条関係</p> <p>本条第1項の17人及び6人の職務内容別の内訳は、左の表に掲げるとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="386 434 1279 607"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>都道府県立・指定都市立</th> <th>市町村立</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 第8条の教育活動及び資料に関する研究を担当する者</td> <td>8人</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>イ 1次資料の収集、保管、展示等を担当する者</td> <td>8人</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>ウ 2次資料の収集、保管等を担当する者</td> <td>1人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	都道府県立・指定都市立	市町村立	ア 第8条の教育活動及び資料に関する研究を担当する者	8人	3人	イ 1次資料の収集、保管、展示等を担当する者	8人	3人	ウ 2次資料の収集、保管等を担当する者	1人	
区 分	都道府県立・指定都市立	市町村立											
ア 第8条の教育活動及び資料に関する研究を担当する者	8人	3人											
イ 1次資料の収集、保管、展示等を担当する者	8人	3人											
ウ 2次資料の収集、保管等を担当する者	1人												
現行	<p>(職員)</p> <p>第9条 博物館に、館長を置くとともに、事業を実施するために必要な数の学芸員を置くものとする。</p>												
48基準	<p>(施設の面積)</p> <p>第5条 博物館(動物園、植物園及び水族館を除く。)の建物の延べ面積、都道府県及び指定都市の設置する博物館にあっては6,000平方メートルを、市(指定都市を除く。)町村の設置する博物館にあっては、2,000平方メートルをそれぞれ標準とする。</p> <p>2 動物園、植物園及び水族館の施設の面積は、左の表に掲げる面積を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="375 824 1382 972"> <thead> <tr> <th>博物館の種類</th> <th>施設の面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動物園</td> <td>建物の延べ面積 20平方メートルに平均同時利用者に乗じて得た面積</td> </tr> <tr> <td>植物園</td> <td>敷地面積 20万平方メートル</td> </tr> <tr> <td>水族館</td> <td>敷地面積 4,000平方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	博物館の種類	施設の面積	動物園	建物の延べ面積 20平方メートルに平均同時利用者に乗じて得た面積	植物園	敷地面積 20万平方メートル	水族館	敷地面積 4,000平方メートル				
博物館の種類	施設の面積												
動物園	建物の延べ面積 20平方メートルに平均同時利用者に乗じて得た面積												
植物園	敷地面積 20万平方メートル												
水族館	敷地面積 4,000平方メートル												
同上別記	<p>5 第5条関係</p> <p>(1)本条第1項の6,000平方メートル及び2,000平方メートルの用途別面積は、左の表に掲げるとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="437 1039 1064 1133"> <thead> <tr> <th></th> <th>都道府県立・指定都市立</th> <th>市 町 村 立</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>展示・教育活動関係</td> <td>2,500 m²</td> <td>850m²</td> </tr> <tr> <td>保管・研究関係</td> <td>2,500 "</td> <td>850 "</td> </tr> <tr> <td>管理・その他</td> <td>1,000 "</td> <td>300 "</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)総合博物館にあっては、その性格にかんがみ、本条第1項に定める面積のおよそ1.5倍程度を確保することが望ましい。</p>		都道府県立・指定都市立	市 町 村 立	展示・教育活動関係	2,500 m ²	850m ²	保管・研究関係	2,500 "	850 "	管理・その他	1,000 "	300 "
	都道府県立・指定都市立	市 町 村 立											
展示・教育活動関係	2,500 m ²	850m ²											
保管・研究関係	2,500 "	850 "											
管理・その他	1,000 "	300 "											
現行	なし												
48基準	<p>(資料)</p> <p>第6条 博物館(動物園、植物園及び水族館を除く。)は、実物又は現象に関する資料(以下「一次資料」という。)について、当該資料に関する学問分野、地域における当該資料の所在状況及び当該資料の展示上の効果を考慮して、必要な数を収集し、保管し、及び展示するものとする。</p> <p>2 動物園、植物園及び水族館は、おおむね、左の表に掲げる数の一次資料を収集し、育成し、及び展示するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="463 1429 1013 1559"> <thead> <tr> <th>博物館の種類</th> <th>資 料 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動 物 園</td> <td>65種325点ないし165種825点</td> </tr> <tr> <td>植 物 園</td> <td>1,500種6,000樹木</td> </tr> <tr> <td>水 族 館</td> <td>150種2,500点</td> </tr> </tbody> </table>	博物館の種類	資 料 数	動 物 園	65種325点ないし165種825点	植 物 園	1,500種6,000樹木	水 族 館	150種2,500点				
博物館の種類	資 料 数												
動 物 園	65種325点ないし165種825点												
植 物 園	1,500種6,000樹木												
水 族 館	150種2,500点												
同上別記	<p>第6条関係</p> <p>本条第2項の表に掲げる動物園、植物園及び水族館に示す「種」の収集に当っては、広い範囲にわたって比較展示ができるように生物分類学上における複数の「綱」及び「目」にわたることが望ましい。</p>												
現 行	<p>3 第3条関係(資料)</p> <p>(1) 動物園、植物園及び水族館を含め博物館は、各館園の創意工夫により、当該資料に関する学問分野、地域における当該資料の所在状況及び当該資料の展示上の効果を考慮して必要な数の資料の収集、保管及び展示に努めるものとする。</p>												

48 基準と現行の比較表

る、(別記)「公立博物館の設置及び運営に関する基準」の取り扱いについてで、下記の通り記されている。

1、第 11 条関係

- (1) この基準は、博物館法第八条の規定に基づき、公立博物館（以下「博物館」という。）の健全な発達を図るために博物館の設置及び運営上の望ましい基準として定めたものである。
- (2) この基準は、博物館法に定める登録要件に係る審査基準でも、補助金の交付基準でもない。

と明記されているように、何らの規制を目的としたものではなく、あくまで博物館の健全な発達を図る目的で定められた基準であったにも拘わらず、世をあげての規制緩和の名のもとに解体されたことは我が国の博物館にとって基本的示準を無くしたものとなった。

つまり、博物館の混迷のほころびはここから始まったと言っても過言ではなからう。『公立博物館の設置及び運営に関する基準』の「別記取り扱いについて」では、具体的には、博物館の構成要素と一般に称される“モノ・人・場”に関する示準が「規制緩和」の号令のもとに消滅し去り、結果として博物館界は混迷期に突入したものと看取されるのである。

したがって、当基準の改訂に関与した博物館関係者の責任は極めて重大である。

かかる状況の中で、更に博物館界に追い打ちをかけたのは平成 21 年の秋に出された「地方分権推進委員会による第三次勧告案」で、博物館法第 12 条及び第 21 条の廃止または条例委任が勧告されたことは未だ記憶に新しい。第 21 条は、博物館協議会の委員に関する内容であるから兎も角として、第 12 条の廃止または条例委任の対象となった条文は下記の通りである。

- 一、第 2 条第 1 項に規定する目的を達成するために必要な博物館資料があること。
- 一、第 2 条第 1 項に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること。
- 一、第 2 条第一項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること。

当該 3 項は、第 12 条の登録要件の審査の要件を明示した条文であり、前述した“モノ・人・場”を明示したものである。、当該部分の廃止は世界に類を見ない博物館の浮薄軽佻化をもたらすであろうし、先ず存続に関わる基本的なものであった。

全日本博物館学会・全国大学博物館学講座協議会をはじめとする各種の学術団体からの反対により幸いに、朝日新聞（平成 22 年 4 月 9 日）でも報じられたように博物館法に関する勧告案は撤廃された。撤廃は幸か当然かは兎も角として、かかる機運が社会に発生して来た事を博物館界は真摯に受け取り社会が必要とする博物館を構築しなければならないのである。直截にその為には、結果として原因の 2 である博物館学意識を有した熱心な学芸員を養成する事が必要なのである

朝日

2010年(平成22年)4月9日 金曜日

博物館法の見直しは「困難」

地方分権改革推進委員会が、博物館法による登録要件の廃止か条例委任を求めている問題で、文部科学省は現行制度からの見直しは困難とする回答をした。3月末の地域主権戦略会議に報告された。

同法は博物館の登録要件として資料、学芸員その他の職員、建物及び土地などを定めている。地方分権委は、地方自治体の自主性を高める観点から見直しを勧告。だが、学術団体などから「博物館の質の低下を招く」と反対の声があがり、法を所管する文科省は「関係者の理解が得られない」ことを理由に見直しを実施しないとの判断を伝えた。

博物館法制定以来、今日までの60年のうちの42年間も占める厳然たる事実が、現在博物館の実相の形成となったので有ろうと考えられる。

平成9年からは従来の「博物館学」4単位を2単位増加させて6単位とし、「博物館経営論」・「博物館資料論」・「博物館情報論」の3科目増となり、全体で従来の5科目10単位から8科目12単位に引き上げられたがまだまだ不十分で、博物館学の体系の教授には程遠い改正であったことは明白であった。

例えば、博物館を特徴づける機能であり、博物館最大の機能である「展示論」ですらこの時点でも欠如していたのであった。当該科目の必要性については別稿^{註2}で記した通りであるが、展示論が養成科目に含まれていなかった事は、博物館学意識形成の上での大きな欠如であり、明治五年に始まる我が国の博物館展示が何の改良もなく、社会情勢に呼応することなく今日まで引き継がれ、博物館の低迷の要因となったものと看取されるのである。つまり、展示は展示業者が行うものであって、学芸員が行うべき職務内容ではないとする考え方が従来より根強く存在しているのは事実であろう。

6、博物館学の存否

この博物館運営者の博物館学意識の希薄な点は、博物館学を否定する学芸員が博物館に存在する事からはじまる。また、否定までも行かなくとも無関心である学芸員が一般的であると言っても過言ではなかろう。例えば、日本考古学協会や地方史研究会等々の学会への参加者には圧倒的に学芸員が多いことは間違いのない事実である。これに対し博物館学会には何人の学芸員が会員となっているだろうか。

5、博物館運営者の博物館学意識が脆弱である点。

この博物館運営者の博物館学意識の希薄な点は、熱心で博物館学意識のある学芸員を養成できなかったことが直接的な原因であったと看取される。

その理由としては、下記の二点があげられる。

- 1、学芸員養成科目の不足
- 2、博物館学の体系的教授ではなかった

先ず最初の学芸員の養成科目の不足については、昭和30年より現行の改正にあたる平成8年までの40余年間博物館学の専門科目としては「博物館学」4単位と「博物館実習」3単位であった。余りに少なく1951年の博

〈昭和30年改正時科目〉			〈現行科目〉			〈平成24年4月施行〉		
NO.	科目名	単位数	NO.	科目名	単位数	NO.	科目名	単位数
1	社会教育概論	1単位	1	生涯学習概論	1単位	1	生涯学習概論	2単位
						2	博物館概論	2単位
2	博物館学	4単位	2	博物館概論	2単位	3	博物館経営論	2単位
			3	博物館経営論	1単位	4	博物館資料論	2単位
			4	博物館資料論	2単位	5	博物館資料 保存論	2単位
3	視聴覚教育	1単位	5	博物館情報論	1単位	6	博物館展示論	2単位
4	教育原理	1単位	6	視聴覚教育 メディア論	1単位	7	博物館情報・ メディア論	2単位
			7	教育学概論	1単位	8	博物館教育論	2単位
5	博物館実習	3単位	8	博物館実習	3単位	9	博物館実習	3単位

(5科目 10単位)

(8科目 12単位)

(9科目 19単位)

法定科目の推移表

博物館学の確立期は、明治時代30年代であろうことは別稿^{註3}で指摘した通りである。博物館学の存否については、確認するまでもなく厳然と存在しているのである。例えば基盤となる学会にしても「全日本博物館学会」をはじめ「日本ミュージアム・マネジメント学会」「日本展示学会」

等々が存在し、基本文献にしても新旧2版の『博物館学講座』があり、事典・基本文献目録などの学術面でのインフラも確立されている。何と言っても博物館学を専門とする単行本が四百冊を凌駕し、2007・2008年度の兩年のみをとっても、この2年間に博物館に関する論文が6,500余編を数える事実を博物館学否定者は直視しなければならないのである。

また、平成19年度より時限付きであった科学研究費も2011年より「博物館学」として恒常化されたことから、博物館学の存在をもはや疑う余地などは全くないのである。

しかし、博物館学の体系としての不足する要件は、「博物館学史」と日本博物館史・欧米博物館史を合わせた「博物館史」を基軸に据え、従前よりの科目や新設科目にあっても、先ずそれらの歴史を確認する事が必要なのである。中でも、「博物館展示論」や「博物館資料論」は、博物館の発生に関与した分野であるが故に、その必要性は大きいと考えられる。温故知新の格言が明示するとおり、いずれの学術分野でも先行研究・先行事例を確認の上での批判と踏襲があって学問は成立するのであろう。博物館学が学として不明瞭であったのは、その場その場の事例報告的研究が一般的で学史に至らなかった点が、軽薄感を有する原因となったものと考えられる。

7、養成学芸員の資質の向上

学芸員養成の基本理念は、博物館学の体系的教授による理解が目標であることは述べた通りであり、それは同時に博物館学研究者の育成を第一義とするのである。学芸員は、資料さえ扱えば良いといった職人的職性に決して留まるものではない事を、再度確認しなければならないのである。それには博物館学意識の涵養が重要なのである。

平成 19 年 6 月 15 日付で、これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議より、「新しい時代の博物館制度の在り方について（報告）」が出されたことは周知の通りである。当該報告の中の別紙に、「今後早期に検討する必要がある事項について」の（二.）学芸員制度関係が記されている。その中の（一）学芸員養成科目の見直しについては、学芸員養成科目の充実と博物館実習の見直しの二点が明記されており、詳細については下記の通りである。

二. 学芸員制度関係

1、学芸員養成科目の見直しについて

大学の博物館に関する科目は、従来から取得が求められていた資料の取り扱い等について基本的な技術に加え、「第 4 章 2（1）学芸員に求められる専門性」で述べられている新たに求められる知識・技術の習得を加える必要がある。このため、現行の科目については、社会の変化に利用者のニーズ、学芸員養成科目の体系化に則して内容を見直し、新たな科目の追加、単位数の拡充等を早急に検討する必要がある。

①学芸員養成科目の充実

科目編成や単位数について見直し、学芸業務を遂行するために最低限必要とされる知識・技術を明確にするとともに、新たな科目編成・内容とする場合は、各科目に含まれるべき内容・要素の例示が必要であり、また、大学関係者によるモデル的なカリキュラム作成の支援が必要である。

②博物館実習の見直し

博物館実習についても、これまで以上に大学と博物館の連携・協力を緊密にし、その内容を精査することが求められる。特に、実習の実態については、その扱いが大学や受け入れ先の博物館によりかなり差があり、参考になる実習内容を例示する必要がある。ただし、見直しの際には、年間約 1 万人の学生が実習を行うことを考慮し、受け入れ側である博物館に過度の負担がかかることのないように、配慮しながら検討することが必要である。

以上①学芸員養成科目の充実に記された骨子に基づいて、養成学芸員の資質向上を目指すべく現行の 8 科目 12 単位から 9 科目 19 単位へと、科目数と単位数の引き上げが決定された。科目数に於いては 1 科目の増加であるが、従来の「視聴覚教育メディア論」「教育学概論」を、前者は「博物館情報メディア論」へ、後者を新しく設けた「博物館教育論」の科目内容の一部へ組み込むことにより 2 科目削除し、新たに「博物館資料保存論」「博物館展示」「博物館教育論」の 3 科目 6 単位が新たに増設された。

このことは、博物館学の体系の上からも不可避であったことは事実であり、当該八科目の新設により養成学芸員の学術的資質向上は大きく推進されたものと期

待できるのである。

しかし、残念ながら大局的には博物館学を構成する科目群には至っていないと考えられる。

また、博物館実習に於いても『博物館実習ガイドライン』^{註4}で「学内実習」の必要性が明記されたことは、曖昧模糊とした博物館実習に於いて大きな進展といへよう。

つまり、歴史系博物館に於いては、まだまだ資料の取り扱い及び作法としての展示が間違っている場面も多々目にする。このことは、学内での実習の不十分さが齎した所産であろうし、したがって逆にかかる博物館で館外実習を受講した場合は、過ちを踏襲することになるのである。

8、養成学芸員の資質向上の為の大学養成過程の改革

先ず、博物館学芸員に要求される高度な学識は、それぞれの学術分野の専門知識と博物館学知識の二者であることを忘れてはならない。前者の各学術分野に於ける専門知識は、最高学府である大学卒業と同時に確立されているものと見做せる。またそうでなければならぬのである。この点は、学芸員の採用にあたっては博物館側が専門性を重視している点からも明白であり、且つまた一般的である。確かに、博物館は研究機関であり、あらねばならない点に異論を差し挟む余地は無いが、しかし今日の社会情勢下に置かれた博物館を観た場合、博物館展示や教育諸活動がその重要さを増して居るところからも博物館経営の上でより必要となるのは、後者の博物館学知識と熱心な博物館意識なのである。

尚、人文系博物館、中でも考古・歴史・民俗等では、そこに介在する資料は過去の遺産であり、未来へ伝える保存行為こそが、歴史・民俗系博物館の第一義であるところからも博物館学意識は不可避なのである。この博物館知識の脆弱、意識の希薄な点が今日の社会下での博物館経営に影を落としているものと看取されるところから、博物館学の研究者の養成、学芸員の博物館学知識・意識の向上に直結すべき養成制度と体制が必要で有ると考えねばならない。それには、下記の3点が必要要件と考えられるのである。

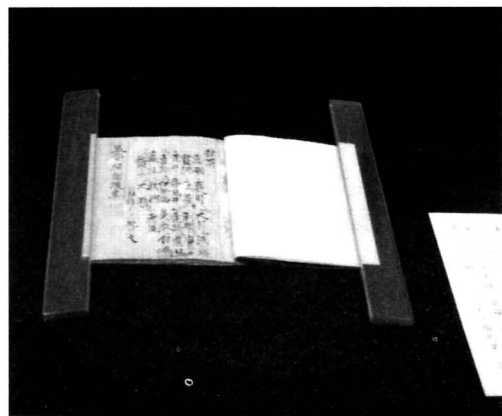
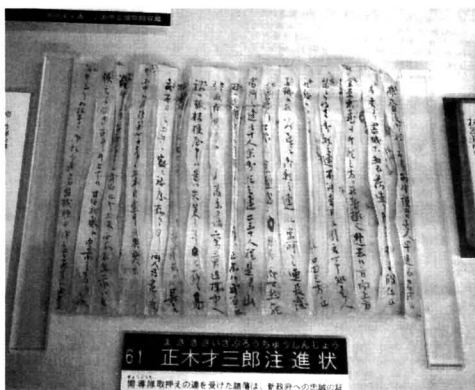
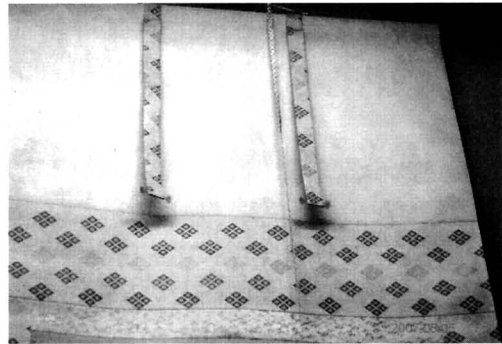
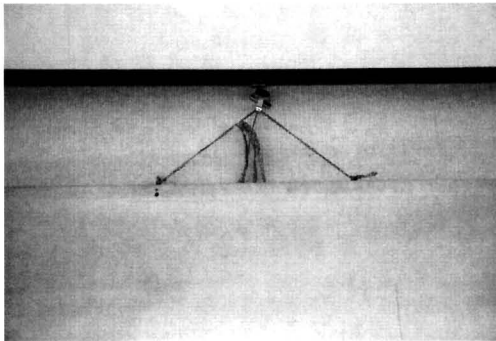
- 一 博物館学を専門とする専任教員の配置
- 一 大学附属博物館の設置
- 一 法定課目・単位数の拡充に基づくカリキュラムの充実

一 博物館学を専門とする専任教員の配置

養成学芸員の資質向上には、博物館学の体系の教授と理解による博物館学意識の涵養は述べた通りであるが、それには先ず筆者を含めた大学教員の資質の向上が必定であることは明記するまでもない。

この件に関しては、山種美術館の学芸課長から北海道立近代美術館館長へ転じた後、明治大学教授となり博物館学を講じられた倉田公裕は、その著『博物館学』^{註5}で次の如く記している。

実際に博物館で観られる不具合な資料展示例



その教授或いは講師に、過去博物館に勤務していたという人などを迎え、その人の過去の博物館での体験を博物館学とか、博物館概論と称しているのではないか、(略) これで果たして良いものであろうか。

勿論、中には優れた探究と業績をあげられている人も少なくないが、それにしても博物館学に関する研究発表の少ないことをどう説明するのであろうか。

博物館学とはそんな狭い体験やほんの片手間にできる浅薄なものであろうか。

倉田は博物館学を講ずる大学教員の資質に疑問を投げかけたものであった。1979年、昭和54年の事である。それから30余年、改善された気配は全く認め難い。

更にまた、博物館学界では最大の学会である「全日本博物館学会」は、約四百名の会員を擁しているが、このうち大学に籍を置く者は50余名である。全国大学博物館協議会(以下、全博協)加盟大学の183大学を始めとし、非加盟大学152大学を合わせた博物館学課程開講大学は全国で335大学の多きを数えるのが現状である。全博協は加盟大学は勿論、非加盟大学をも含め約5年に一度の割合で開講講座実態調査を実施しており、2006年3月刊行の『全国大学博物館学講座実態調査報告書(第十回)』によれば回答大学217大学で、そこで博物館学専門科目の教鞭を執る非常勤講師を含めた教員数は雑駁に数えて約700人の多きを数えるのである。大半の旧国立大学は全博協に非加盟であり、アンケート調査にも無回答であるから教員実数は更に加算される事となる。諄い用であるが、全日本博物館学会員数はこの中にあって50名を数えるのみなのである。

更にまた、全博協が2007年に創立50周年事業の一環として刊行した『博物館学文献目録』によると、各大学で博物館学に関する科目を担当する教員で博物館学に関する著書・論文を記している人数は驚くほど少ないのも現状である。かかる現実を鑑みると、先ず博物館学を専門分野に置く専任教員の配置が必須要件であり、急務なのである。ただ単に、博物館での館長経験や勤務経験、教育委員会での文化財担当・生涯学習担当経験者といった一要件のみではなく、その上に整合性のある論文審査による教育資格審査を実施することが直接に受講生の資質の向上に結びつくものであると考えられる。

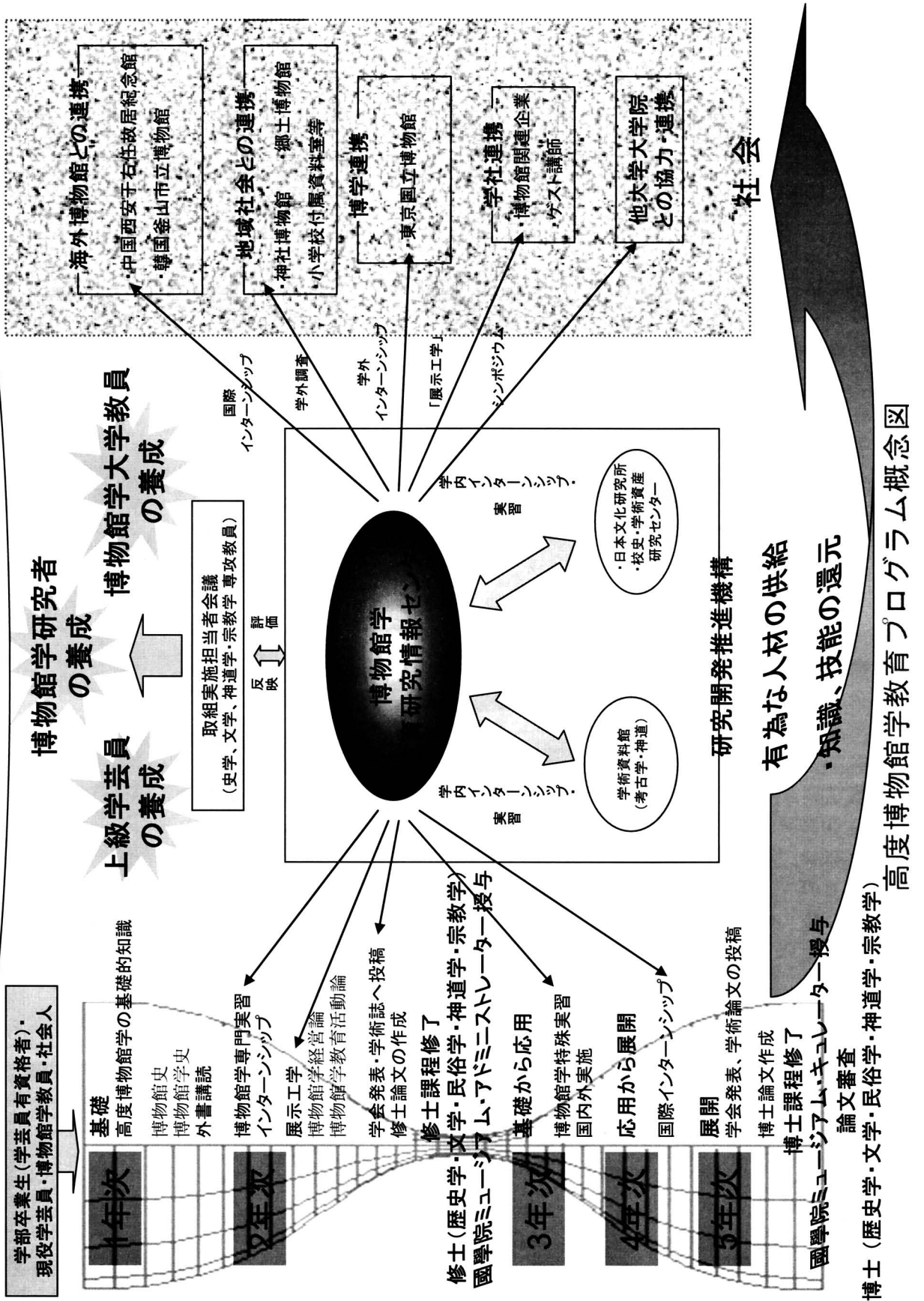
二. 大学付属博物館の設置推進

文部科学省が今回の博物館法改正の中で重要視する要件の一つである学芸員の資質向上の基本は、実務経験であることは一貫して明示されてきた。実務経験、即ち養成大学では博物館実習の充実と高度化に他ならない。博物館実習の単位と具体的授業内容等の詳細については後述するが、実習の場としての博物館が必要であることは多くの博物館研究者によって従来より指摘されて来た通りであり、至極当然の事である。

この点に関し岡田茂弘^{註6}は、「学内に実習できる博物館を持たない大学の学芸員資格取得課程は、譬えて言えば附属病院をもたない大学医学部のようなもので、

高度博物館学教育プログラム

— 体系的な知識と技能を備えた博物館学研究者と上級学芸員の養成 —



大学院のコースと学部の学芸員過程との科目比較表

学部 講座表(必修23単位)
生涯学習概論
博物館概論
博物館経営論
博物館資料論Ⅰ(資料論)
博物館資料論Ⅱ(資料論)
博物館資料論Ⅲ(展示論)
博物館情報論
博物館実習Ⅰ
博物館実習Ⅱ
博物館実習Ⅲ
博物館実習Ⅳ
視聴覚教育メディア論
人間と教育
教育と社会

大学院 講座表
論文指導演習
資料保存展示論研究・特殊研究
地域博物館論研究・特殊研究
博物館史特論
博物館学史特論
欧米博物館史特論
博物館関係法規特論
博物館資料論特論AⅠ(金工)
博物館資料論特論AⅡ(有職)
博物館資料論特論BⅠ(民俗)
博物館資料論特論BⅡ(絵画)
博物館経営特論
博物館教育活動特論
展示工学特論
博物館学専門実習・ 特殊実習

卒業生が医師の国家試験に合格していても危なくて治療を任せるわけにはいきません。その前にそのような大学医学部は許可されないでしょうが、学芸員資格取得課程の場合にはまかり通っています。」と制度の不整備を指摘している通りである。医学部を例に持ち出すまでもなく広く教育という意味で同類である教育学部には附属小学校が必要である事は論を待たないのと同様である。

大学直属施設、学部・学科付属施設を含め、我が国の大学附属博物館数は、伊能秀明ら^{註7}の報告によると172大学260館(平成15年)と報告されて居り、今日大学総数734であるから概ね22%の設置率である。博物館講座開設大学での大学附属博物館の設置数は、前述の『全博協開講実態調査報告書』^{註8}によれば、回答大学217大学の内設置大学は110大学で、その中でも相当施設は53大学であり、まだまだ学内実習に供するに足るユニバーシティ・ミュージアムの設置率は少ないようである。

大学附属博物館の必要性和特質は、博物館学講座開講大学にとっては先ず本稿の主旨である博物館実務の基礎を修得する博物館実習施設の確保を第一義とする。当然また、地域研究の拠点とし、地域に於ける生涯学習の場としての役割を担うものであり、その多くは郷土博物館的総合博物館とは異なり大学・学部・学科の特質に基づく専門領域を限定した単科博物館であることも、地域に於いては更な

る特徴を有するものである。

また、その専門性が大学・学部・学科そのものの具現的展示であり、即ち大学の象徴であり広告塔となるのである。

大学博物館は、これほど多岐に亙りその存在を発揮し、利用価値の高い施設であることを再確認し、少なくとも学芸員養成課程を開講している大学に於ては、学術審議会による『ユニバーシティ・ミュージアムの設置について』^{註9}の報告、『博物館実習ガイドライン』（2009年4月）の「3、実習施設」にも明記されているように鋭意推進させるべきであると考えられる。

9、高度博物館学教育プログラム

國學院大學大学院文学研究科史学専攻の中に、平成21年10月より博物館学コースが新設されたのと時を同じくして、「高度博物館学教育」は文部科学省の大学院教育改革推進プログラムに採択（平成21・22・23年度の3ヶ年）された。

目的は、前述して来た博物館及び学芸員養成を踏まえた上で、博物館学に関する大学教育に携わることのできる研究教育者、ならびに高度博物館学知識・技能を有する上級学芸員の養成を目的とするものである。特質は、博物館学の体系を意図した科目の充実で、本学学部の科目との大きな違いは「博物館学史特論」・「博物館史特論」・「欧米博物館史特論」の学史・館史に関する科目を設定する一方で、「資料保存展示論研究・特殊研究」・「地域博物館論研究・特殊研究」の二つの演習科目、更には「博物館専門実習・特殊実習」・半講義半実習タイプの「展示工学特論」の設定を特質とするものである。「博物館専門実習は」通年科目の4単位で、海外インターンシップ（約30日間）・学内外のインターンシップ（15日～30日）を1単位、夏期の学外調査（1週間）1単位を含めての4単位である。

第二の特質は、複専修制度の設置であり、目的は、文学研究科の中での他専攻（文学専攻・神道・宗教学専攻）及び他コース（日本史学・外国史学・考古学・美学/美術史）生への博物館学知識の涵養であり、従来の学芸員養成からの離脱を目的とする。国家資格の学芸員資格は学部卒業の資格である事は十分承知している。しかし、学芸員採用要件を見た場合、修士終了が一般的となっている現在、修士終了者に博物館学意識を涵養することが重要であるとする考えからである。当該プログラムの修了者には、國學院大學独自の資格を授与する。博士課程前期修了者には國學院大學ミュージアム・アドミニストレーターを、本資格を取得した上で博士課程後期を修了した者には博士号の取得の有無に限らず國學院大學ミュージアム・キュレーターを授与する。

10、実施の具体と現時点での成果

本プログラムの遂行に当たっては、学校法人國學院大學・國學院大學大学院・國學院大學研究開発推進機構・國學院大學文学部といった全学的な支援体制の下で取り組んでいる。取り組み実施担当者は、下表で記した11名より成り立ち、

取組実施担当者				
氏名	所属部局・職名	現在の専門	学位	役割分担
青木 豊	文学研究科・史学専攻・教授	博物館学	博士(歴史学)	代表者
上山和雄	文学研究科・史学専攻・教授	近現代史	博士(文学)	副代表者
岡田 荘司	文学研究科・神道学/宗教学専攻・教授	神道学	博士(歴史学)	神社との教育連携
小川直之	文学研究科・文学専攻・教授	民俗学	博士(文学)	地域との連携
辰巳正明	文学研究科・文学専攻・教授	上代文学	博士(文学)	自立的教育支援
谷川 渥	文学研究科・史学専攻・教授	美学・美術史	博士(文学)	欧米との教育交流
林 和生	文学研究科・史学専攻・教授	歴史地理学・ 地域研究(中国)	文学修士	地域研究支援
吉田恵二	文学研究科・史学専攻・教授	歴史・中国考古学	文学士	中国との教育交流
小池寿子	文学研究科・史学専攻・教授	比較文化史	修士(文学)	国際広報
谷口康浩	文学研究科・史学専攻・准教授	先史考古学	博士(歴史学)	広報
落合知子	文学研究科・史学専攻・准教授	博物館学	博士(学術)	インターンシップ・ 資格授与支援

それぞれを分担している。実務の担当は、國學院大學大学院構成員(文学部教授)1名、文学部准教授1名・助手1名、國學院大學研究開発推進機構博物館教育研究センター助教1名・RA2名・TA2名と大学院事務課〃長・課員1名である。

以下実施の内容と現在までの成果について報告する。

一、大学院での高度博物館教育と従来の過程との違い

別表で明示した様に、博物館学の体系の理解を目的とする科目群の構成を意図したものである。中での特質は「博物館学史」「博物館史」と「博物館専門実習」である。本構成で十分であるとは決して考えていないが、博士課程前期修了の単位数は「論文指導」が2年間で8単位を含めて30単位であるところから15科目38単位が適当であると考えた次第である。

平成22年度は、設定科目すべてを開講した。

二、複専修制度設置の目的と履修状況

先ず、本学大学院文学研究科は、文学専攻・神道/宗教学専攻・史学専攻の3専攻から成る。コース構成は文学専攻3コース、神道/宗教学専攻は2コース、史学専攻は日本史学・外国史学・考古学・美学/美術史・博物館学の5コースからなる。複専修制度は、この博物館学を除く他コース及び他専攻生が博物館学を複専修することができるシステムで、所謂ダブルメジャーである。当該制度の目的は、大学院教育受講生の博物館知識の涵養を直接に目的とするもので、これはまた従来の学芸員養成制度からの離脱を意図したものである。

履修の具体は、先ず博士課程前期では2年間で「資料保存展示論研究・特殊研究」(演習 通年4単位)を含む博物館学専門科目16単位の取得である。尚、16単位の内、8単位はそれぞれの専攻コースに於ける要終了単位として認められる。博士課程後期では、前期と同様であり3年間で12単位の博物館学専門科目の取得を必要とする。それぞれの修了者には、國學院大學アドミニストレーター・國學

博士課程前期	秋期受験者	一般 11名	合格者 5名
		社会人 2名	合格者 2名
	春期受験者	一般 13名	合格者 4名
		社会人 1名	合格者 1名
	小計	27名	12名
博士課程後期	春期受験者	一般 4名	合格者3名
		留学生 1名	合格者1名
	小計	5名	4名
	総計	32名	16名

平成 22 年度 博物館学コース受験状況

院大學ミュージアム・キュレーターを授与することは前述した通りである。尚、國學院大學アドミニストレーターの資格は、学部での国家資格である学芸員資格の上に、國學院大學ミュージアム・キュレーターは國學院大學アドミニストレーターのの上に重なる資格である。

平成 22 年度の履修生は、日本史学コースから 2 名、考古学コースから 1 名、美学／美術史コースから 1 名の都合 4 名であった。

平成 22 年度の博物館学コースへの入学状況

平成 22 年度博物館学コースへの入学者は、博士課程前期 12 名・博士課程後期 4 名であり、詳細は表の通りである。

3、プログラムの具体

海外の博物館との連携の実績 博物館学の共同研究とインターンシップを受け入れていただく目的で、中国西安市に所在する于右任記念館と韓国釜山広域市立博物館と協定を締結した。

ゲスト講師 于右任記念館からは千大方館長を、釜山広域市立博物館からは白承玉学芸研究室長と全前学芸研究室長のお 2 人をゲスト講師として招聘した。

インターンシップ 中国西安于右任記念館では、博士課程後期 1 年生 1 名が平成 22 年 7 月 29 日～8 月 27 日までの 1 ヶ月間従事した。韓国釜山広域市立博物館では国釜山広域市立博物館では、7 月 28 日～8 月 26 日までの 1 ヶ月間、博士課程 2 年生 1 名が就業体験に参加した。

講演会・特別講演会 大英博物館アジア部日本セクション長ティモシー・クラーク氏を招聘し、講演会を開催した。聴講者は、250 名以上を数えた。特別講演会では、仁済大学教授李永植先生をお招きし

「韓国仁済大学校博物館の運営と社会教育プログラム」と題
するご講演を戴いた。聴講者約 60 名。

学内機関での
インターンシップ

國學院大學研究推進機構学術資料館で、同資料館の内川隆志
准教授の指導の下で、博士課程前期 2 年生 3 名が通年のイ
ンターンシップに従事した。

学外機関での
インターンシップ

東京国立博物館・千葉市科学館・廣池千九郎記念館（麗澤大
学付属博物館）・丹青総合研究所（展示業界最大の丹青株式
会社のシンクタンク）の以上 4 機関で受け入れて戴いた。

学外機関との協力

・連携大学との協力 上記の麗澤大学（インターンシップの受け入れ）、お茶の水
女子大学・明治大学（大学院教員来校）、明治大学・目白大
学（大学院へ出校）

共同研究

山梨県立博物館 魔鏡の展示を含めた総合的研究
株式会社パスコとのバーチャル 3 次元映像展示の研究

展示の協力
資料調査

加古川市博物館
長野県木島平村・熊本県市房山神宮での夏期調査実習。
夏期調査実習は、前述したように「博物館学専門実習・特殊
実習 4 単位」の中の 1 単位に位置づけている授業で、野外で
の博物館学調査の実践を経験することを目的としている。

長野県木島平村の
調査

調査は、平成 22 年 7 月 19 日～25 日間での 7 日間に互り
実施し、木島平村が打ち出す「農村文明」の具現化としての
展示の構成を最終目的に今回は基礎調査となる、村内の 3 小
学校で保存されていた民俗資料の整理を実施し、資料台帳の
作成に努めた。

熊本県市房山神宮
の調査

調査は、平成 22 年 9 月 1 日～7 日までの 7 日間に互り実
施した。奉納絵馬・奉納鳥居・木製高杯・懸仏・掛け軸等
をはじめとする歴史資料の目録作成のための写真撮影・実測・
拓本による記録を行った。

学生の研究能力を
高める事業

本事業では、4 名が海外の博物館調査をおこなった。行き先
は、UK・フランス・トルコ・韓国であった。国内博物館調
査は、15 名が後述する『神社博物館事典』編纂を
目的の 1 つとして、神社博物館を加え得て全国各地の博物館
を各人の意図で調査した。

博物館学教育研究情報

センターの事業 本センターでは、上記事業の全ての準備・調整を担うと同時に、『神社博物館事典』『高度博物館学教育プログラムニュースレター 2010』及びリーフレットの成作・刊行を行なった。

結語

以上述べてきた本大学院教育プログラムは、平成 23 年度の入学生より適用される学芸員の資質向上を目的とした新たな科目の新設と単位増による「博物館法施行規則」の改正に伴う・博物館学大学教員の需要と団塊の世代の退職も相俟って博物館学芸員の需要と言った世の中のニーズに呼応するものと考えている。

また、基本的にはそれは我が国の博物館の改善に直結するものと考えている。従って、基本目的を完遂するには博物館意識を持った学芸員の雇用が先ずなければならない事は確認するまでもない。それには、先ず学芸員有資格者の採用と配置が基本であることは繰り返すまでもない。是には、文部科学省から各都道府県教育委員会へ「学芸員有資格者の採用と配置に関する通達」(仮称)等による積極的な指導をお願いするものである。

註 1 青木豊 2009 「学芸員有資格者の採用を求めて」『全博協研究紀要』第 11 号 全国大学博物館学講座協議会

註 2 青木豊 2007 「博物館法改正に伴う資質向上を目的とする学芸員養成に関する考察」『博物館学雑誌』第 33 巻 第 1 号

註 3 青木豊 2010 「博物館学史序論」『國學院大學博物館学紀要』第 34 輯

註 4 2009 『博物館実習ガイドライン』文部科学省

註 5 倉田公裕 1979 『博物館学』東京堂出版

註 6 岡田茂弘 2003 「大学博物館のすすめ」『学芸員』7 学習院大学学芸員資格取得に関する委員会

註 7 伊能秀明監修 2007 『大学博物館事典』日外アソシエーツ

註 8 2006 『全国大学博物館学講座開講実態調査報告書』(第 10 回) 全国大学博物館学講座協議会

註 9 1996 『ユニバーシティー・ミュージアムの設置について』学術審議会学術情報資料分科会